

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>三沢坂本線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田 ア二九九一番一地从先から 同郡同村大字坂本字矢ノ田ア三〇 一八番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年八月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年九月二日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第二十七号におけ る道路区域の供用開始であ る。一部平成二十四年三月 三十日に供用開始済みであ る。延長一九〇・〇〇メー トル。</p>